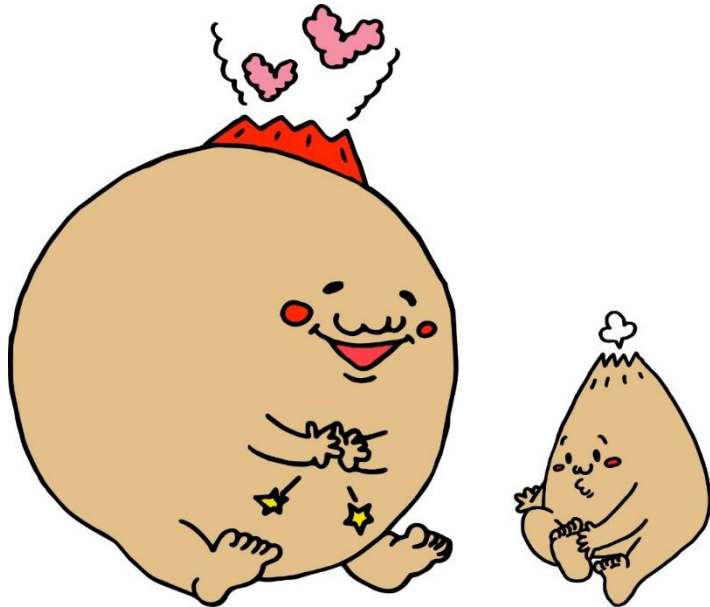


居宅介護支援・介護予防支援 における留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

鹿児島市 長寿あんしん課
長寿施設係



居宅介護支援の基本方針

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する条例 第3条 抜粋

- 第1項 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 第2項 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 第3項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 第4項 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。



居宅介護支援

留意点① 管理者は、主任介護支援専門員

以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の**管理者確保のための計画書**を保険者に届出た場合。

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を**1年間猶予**するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生急な退職や転居 等

【管理者要件の適用の猶予】 ※令和8年度までの期限付きですので、お早めの対応をお願いします。

令和3年3月31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。



不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合は、変更届出書と一緒に
「管理者確保のための計画書」を提出してください。

（※）想定される主な例

本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、
急な退職や転居 等

鹿児島市ホームページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護保険事業者の指定等に関する様式（居宅サービス事業者、施設、居宅介護支援事業者）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/shite.html>

管理者確保のための計画書

（あて先）
鹿児島市長

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	
	名 称	
事業所等の名称	フリガナ	
	名 称	

1 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2 1の理由が解消される見込み

※ 解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期を可能な限り具体的に記載すること。

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

年 月 日（法 人 名）
（代表者名）



居宅介護支援

留意点② 運営基準減算

次ページからの「運営基準減算の基準」のいずれかに該当する場合、
以下のように減算されます。

（概略の記載のため、必ずご自身で運営基準減算の基準をご確認するようにお願いします）

○所定単位数の100分の50／月

○所定単位数は算定しない（運営基準減算が2月以上継続している場合、2月目から）

※初回加算や退院・退所加算など、その他の加算も算定することはできません。



留意点② 運営基準減算の基準

1. 提供開始に際し、以下について、利用者にあらかじめ文書を交付して説明を行っていない場合、減算されます。

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが可能であること

2. 居宅サービス計画の新規作成及びその変更時に以下のいずれかを行っていない場合、減算されます。

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること
- ・サービス担当者会議の開催等を行うこと（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ・居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること



留意点② 運営基準減算の基準

3. 次のいずれかの場合に、サービス担当者会議を開催していない場合、減算されます。

- ・ 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

4. 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情がない限り、減算されます。



留意点② 運営基準減算の基準

5. 定期的なモニタリングについて、次のいずれかを行わなかった場合、減算されます。

① 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法

② 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。

a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。



留意点③ 特定事業所集中減算

毎年度2回、特定事業所集中減算にかかる判定様式を作成し、算定の結果80%を超えた場合は、当該書類を本市へ提出してください。

- ① 判定期間：3月1日～8月末日（前期）→9月15日までに提出
- ② 判定期間：9月1日～2月末日（後期）→3月15日までに提出

◆ 正当な理由に該当し、減算とならない場合でも、必ず提出をお願いします。

◆ 80%を超えなかった場合についても当該書類は各事業所において5年間保存してください。



留意点③ 特定事業所集中減算

【特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算誤りの主な原因】

- ①訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）を過大に集計していたことによるもの
- ②訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）を過小に集計したりしていたことによるもの

上記 2 要因に特に注意してください。

詳しくは『介護保険最新情報Vol.1304』をご確認ください。



介護予防支援の基本方針

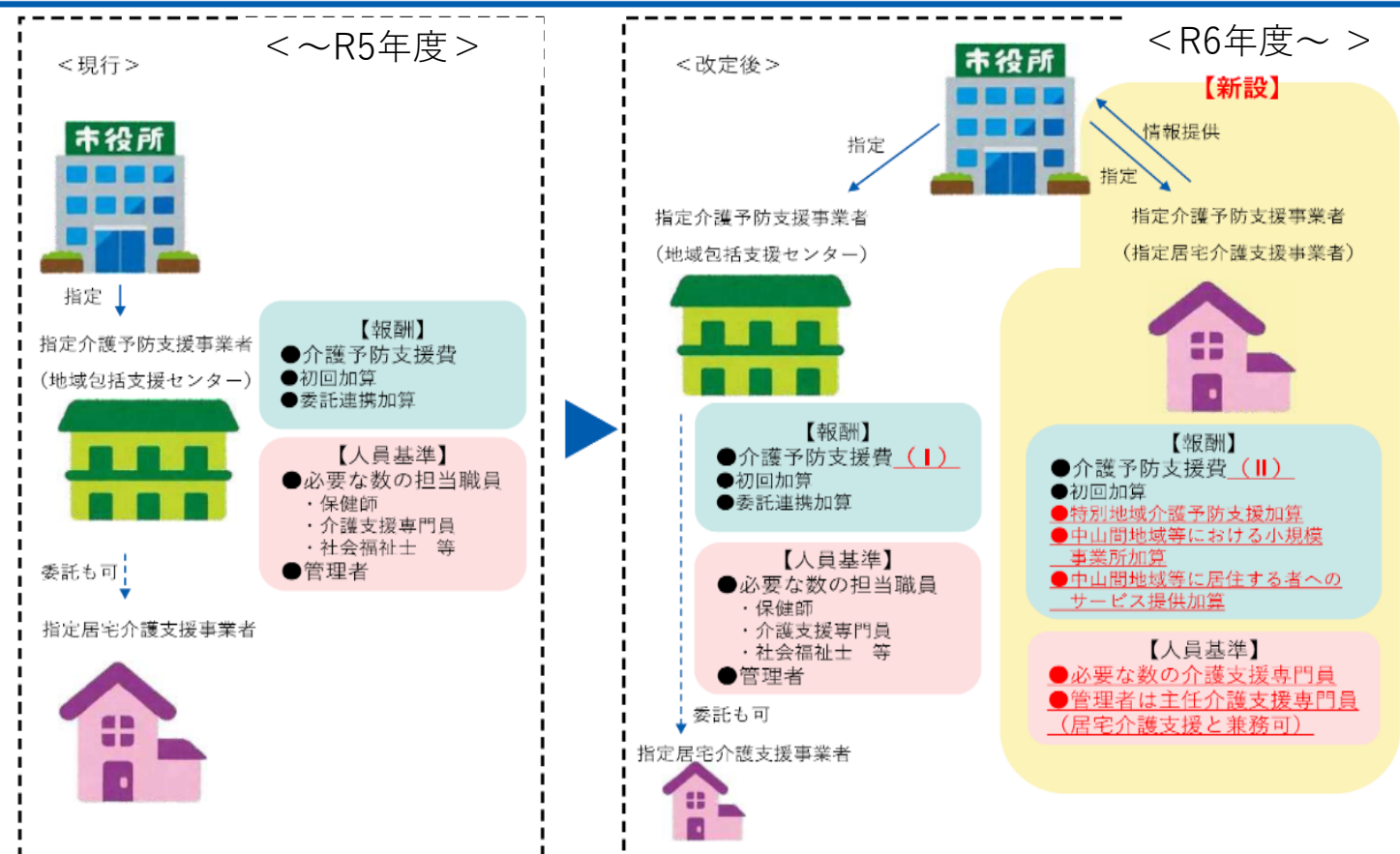
鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 第3条抜粋

- 第1項 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 第2項 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 第3項 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 第4項 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。



介護予防支援 留意点① 指定範囲の拡大

◆令和6年4月1日から、介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できるようになりました。



介護予防支援 留意点① 指定範囲の拡大

◆介護予防支援の指定については、指定前に鹿児島市地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取する必要があります（年3回の開催を予定。）。

鹿児島市地域密着型サービス運営委員会の直近の開催時期に関しては、長寿施設係(電話番号：099-216-1147)にお尋ねください。また、鹿児島市地域密着型サービス運営委員会開催日の1か月以上前に指定申請に必要な書類を長寿あんしん課へ提出していただく必要があります。

◆指定申請前に確認していただきたい事項を以下URLの「介護予防ケアマネジメントと介護予防支援について」に記載しております。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/tiikihoukatu/sougoujigyou.html#kaigoyobousien>



介護予防支援 留意点② 管理者

(鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 第4条、第18条)

- ◆指定介護予防支援事業所ごとに**常勤の管理者**を置かなければなりません。
- ◆指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の**担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理**を一元的に行わなければなりません。
- ◆指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとされています。



留意点③ 介護予防支援の提供に当たって

(鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 第33条)

介護予防支援の実施に当たっては、**介護予防の効果を最大限に発揮できるように**以下に掲げる事項に留意しなければなりません。

- ① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- ② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- ③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- ④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- ⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- ⑥ 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- ⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- ⑧ 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。



リハビリテーションの重要性について

(居宅介護支援・介護予防支援 共通)

介護保険制度におけるリハビリテーションの位置づけ

介護保険法

(第1条)

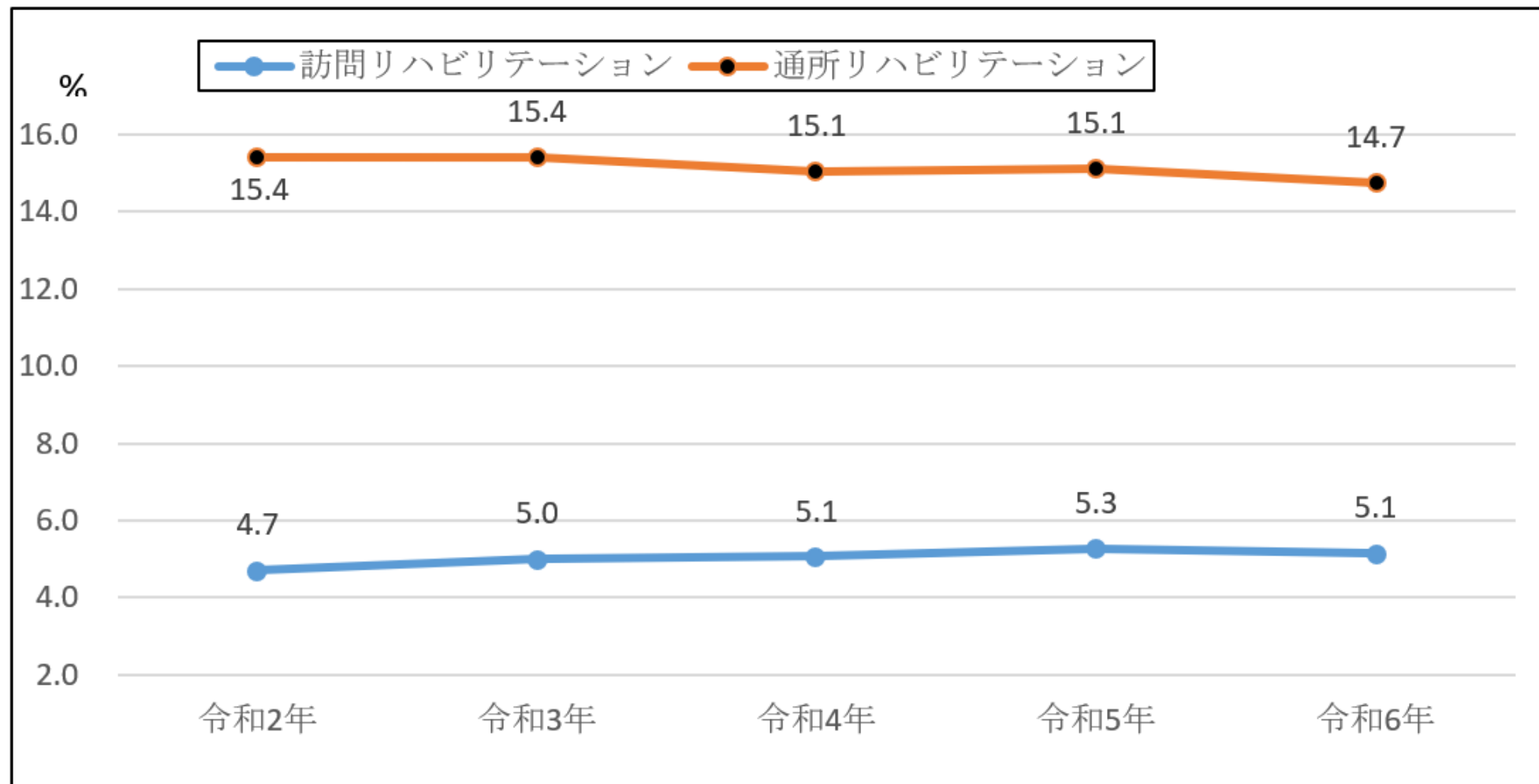
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(第4条)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



本市のリハビリテーションサービスの利用率の推移



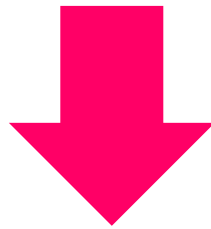
リハビリテーションサービスの利用率は、令和6年は、訪問リハビリテーションが5.1%、通所リハビリテーションが14.7%となっており、**ともにほぼ横ばい**で推移しています。



第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活が続けたいと希望を持っていることから、日常生活の場において、多様なサービスを受けられる体制づくりが必要となっています。

自立支援・重度化防止を図るうえでは、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要となっており、利用促進及びサービス提供体制のさらなる充実が求められています。



引き続きその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮したケアプラン作成をお願いします。



その他

(居宅介護支援・介護予防支援 共通)

よくある間違い（変更届出等）

○居宅介護支援・介護予防支援の変更届出書については、**様式第二号（四）**をお使いください。
再開届出書については、**様式第二号（五）**、廃止・休止届出書については、**様式第二号（三）**にて届出ください。

○居宅介護支援・介護予防支援について国電子申請を利用して、指定更新、変更届出等の各種手続きを行う場合は、**地域密着型サービスから**、居宅介護支援・介護予防支援を選択できます。
また、国電子申請では、上記の各種様式の添付は不要ですので、積極的にご活用ください。

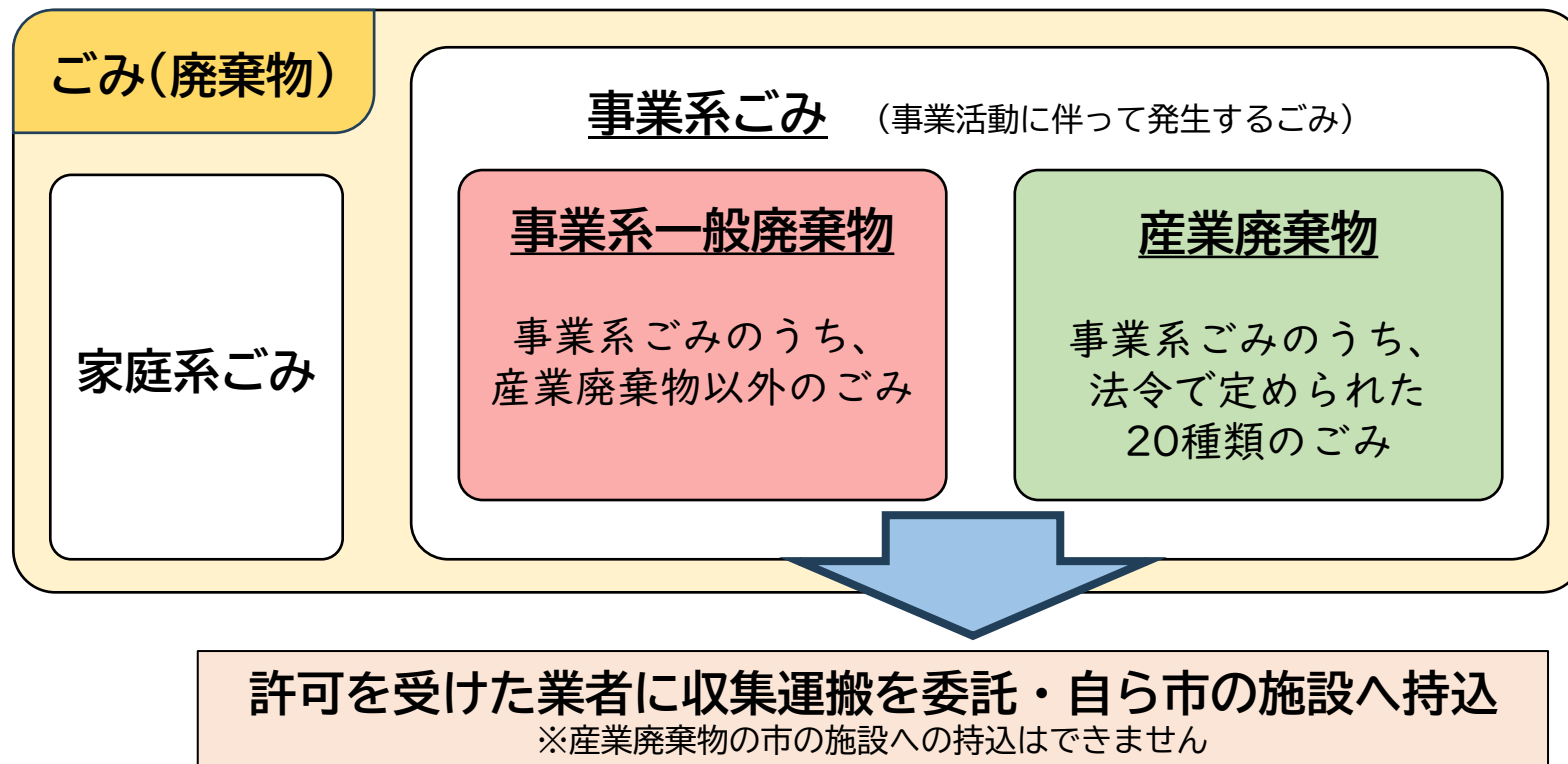
【参考】電子申請届出システム（厚生労働省所管）について、詳細は下記をご確認ください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/denshishinseitodokedesisutemu.html>



事業所ごみの適正処理

事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。



○鹿児島市 > 事業所ごみの適正処理（介護保険事業所向け）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！
許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。
鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。

☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！
事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。

産業廃棄物の例

紙オムツ、プラボトル、ビニール、ラップトレイ類、空缶、金属製品、ガラス陶器、廃油など

Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。

適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「事業所ごみの適正処理ガイドブック」で確認。

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料金が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例

●Réduire（ごみを出さない工夫）◆Réuser（ものを何度も大切に使う）
▲Recycler（資源として再利用する）

●◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
●生ごみを出す前に水切りをしている（生ごみの7～8割は水分！）
▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの感染症に関する届出等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q&A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

